| 事業名 | 放課後児童クラブ事業 |
|-----------------------------|---|
| 事業内容 (目的・概要) | 「児童福祉法」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」を推進する。 |
| 事業主体 | 市町 |
| 採択要件 | 次の内容を満たす放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブ・開所する日数は、年間250日以上とすること(特例あり)。 ・開所する時間は、原則として、平日1日3時間以上、長期休暇1日8時間以上とすること。 ・放課後児童支援員を、一つの支援単位ごとに2人以上配置すること。 ・放課後児童健全育成事業を行う場所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等(活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等)を備えなければならないこと。 ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 ㎡以上でなければならないこと。 |
| 補助率、融資額、 をの他の財源 措置の内容 | 1/3(負担割合:国1/3、県1/3、市町1/3) |
| 制度創設年度 | 平成3年度 |
| 関係省庁名 | こども家庭庁 成育局成育環境課 健全育成係 |
| 最近の実績 | 令和5年度 607クラブ (広島市、呉市及び福山市を含む。) |
| 問合せ先 | 健康福祉局安心保育推進課 |
| | Tel 082-513-3174 e-mail fuhoiku@pref.hiroshima.lg.jp |